

第三十号議案

江戸川区水上バスステーション条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区水上バスステーション条例の一部を改正する条例
 江戸川区水上バスステーション条例（平成元年十月江戸川区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区民」を「江戸川区民」に改める。

第四条第二号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条中「各号の」を「各号のいずれか」に改める。

第十条中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十三条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

利用単位		使用料	
一ステーション一日	船舶の総トン数の	係留時間十二時間以内の船舶	十円五十三銭
		係留時間十二時間を超える船舶	十七円五十五銭

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定の整備を行う必要があるもので、本案を提出いたします。